

令和3年2月24日

令和3年第2回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和3年2月24日玉川村就業改善センター産就室に於いて第2回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

| | | |
|-------|----------|-----------|
| (14名) | 1番 小針 金之 | 8番 八木 喜孝 |
| | 2番 鈴木 正志 | 9番 小針 保敏 |
| | 3番 鈴木 正浩 | 10番 倉鎌 利治 |
| | 4番 石森 博信 | 11番 有賀 昇 |
| | 5番 須藤 安昭 | 12番 吉村 明美 |
| | 6番 高林きくみ | 13番 仁井田 健 |
| | 7番 渡邊 利秋 | 14番 眞弓 泰行 |

◎ 欠席委員 なし

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井 浩一 主査 佐久間 充

◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

14番 眞弓 泰行 2番 鈴木 正志

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に、議案第5号番号1の調査員 石森博信委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 4番委員 議案第1号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(石森 博信)

2月16日、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、山小屋字銅屋久保■■■番及び山小屋字丸内田■■■番の2筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。

譲渡人の■■■さんは、昨年怪我を負ってから農地の維持管理に苦慮していました。■■■さんに相談したところ、農業経営の拡大も図れると、お互いの意向が一致したため、所有権の移転による農地法第3条の申請になったとのこととあります。

譲受人の耕作する面積は下限面積である10aを超えており、また、農業従事日数等についても条件を満たしております。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事とあります。

両人とも承知しており、特に問題は無いものと思われまます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議長 ただいま調査員の石森委員から調査報告がございましたが、ご意見や

ご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第5号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第5号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第5号番号2の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 14 番委員 (眞弓 泰行) 議案第5号番号2について、調査結果を報告させていただきます。2月16日、小針会長及び事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、川辺字ニノ鳥居■■■番の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■■さんに話を伺いました。譲受人の■■■さんは、これまで譲渡人の■■■さんに農地を借りて耕作しておりましたが、無償で贈与いただける旨の話があり、今回、正式に所有権の移転による農地法第3条の申請になったとのこととあります。譲受人の耕作する面積は下限面積である10aを超えており、また、農業従事日数等についても条件を満たしております。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事とあります。両人とも承知しており、特に問題は無いものと思われまます。以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第5号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第5号番号2は、原案どおり可決されました。次に、議案第5号番号3の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 14 番委員 (眞弓 泰行) 議案第5号番号3について、調査結果を報告させていただきます。2月16日、小針会長及び事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、川辺字武道■■番及び■■番の2筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■さんに話を伺

いました。

譲受人の■■さんは、これまで譲渡人の■■さんに農地を借りて耕作しておりましたが、無償で贈与いただける旨の話があり、今回、正式に所有権の移転による農地法第3条の申請になったとのことでもあります。

譲受人の耕作する面積は下限面積である10aを超えており、また、農業従事日数等についても条件を満たしております。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事でもあります。

兩人とも承知しており、特に問題は無いものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第5号番号3を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第5号番号3は、原案どおり可決されました。次に、議案第5号番号4の調査員 渡邊利秋委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 7 番委員 議案第5号番号4について、調査結果を報告させていただきます。

(渡邊 利秋)

2月16日、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、四辻新田字弥左エ門平■■番■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。

現地確認後、設定人の■■■■さんと被設定人の■■■■さんに話を伺いました。

被設定人の■■さんは、昨年より新規就農に向けて、耕作する農地を探していました。以前より遊休農地となっていた当該申請地の所有者である■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、使用貸借権の設定による農地法第3条の申請になったとのことでもあります。

被設定人の取得後の耕作する面積は下限面積である10aを超え、また、農業従事日数等も専業で農業経営を行うことから条件を満たされると思われます。さらに地域との調和要件についても地域の取組みに協力・調整を行うとの事でもあります。

兩人とも承知しており、特に問題は無いものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の渡邊委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第5号番号4を原

案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第5号番号4は、原案どおり可決されました。次に、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に、議案第6号番号1の調査員 須藤安昭委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 5 番委員 (須藤 安昭) 議案第6号番号1について、調査結果を報告させていただきます。2月16日、高林浅光推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、小高字中畷■■番■で、地目が田、現況は畑です。場所は議案書を参照してください。

現地確認後、譲受人の■■■■さんと譲渡人の■■■■さんに話を伺いました。

譲受人の■■■■さんは、現在、家族3人で村内のアパートに居住しており、将来の事を考え、住宅の建築を考えておりました。村内に適当な土地を探していたところ、譲渡人の■■■■さんの農地が適していると考え、相談したところ、お互いの意向が一致したため、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのことであります。

申請地は、玉川村役場から300m以内にある事から第3種農地に該当し、転用が可能であると思われまます。

また、雨水の排水処理は自然浸透、及び南側の既存側溝に放流し、汚水は合併浄化槽を経由して雨水と同じ既存側溝に放流する計画で問題ないと思えます。

両人とも承知しており、特に問題は無いものと思われまます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の須藤委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第6号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第6号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第7号現況確認証明申請に係る非農地証明の可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第7号番号1の調査員 倉鎌利治委員から、調査報告をお願いいたします。
- ◎ 10 番委員 議案第7号番号1について、調査報告させていただきます。
(倉鎌 利治) 2月16日、仁井田健委員、鈴木吉孝推進委員と事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、岩法寺字上竹■■番■及び■■■番■、岩法寺字中ノ町■■番■、岩法寺字道筋■■■番■の4筆で、場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
- 現地確認後、申請人の■■■■さんから話を伺ったところ、■■さんは所有する農地について復元することが困難になり、土地地目の変更登記を実施するため、今回、現況確認証明の申請になったとのことであり
ます。
- 申請地の上竹■■番■、■■■番■は、以前、桑畑、たばこ畑として耕作されていたようですが、50年程前から非農地となってしまうようです。また、中ノ町、道筋の申請地は、約30年前の道路改良工事の用地となった際、残面積が少なかったことにより利用が不便となり、非農地化し、現在に至ったものであります。
- 当該農地は農地に復元するのは困難な状況であり、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の第3-2-(1)-アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当すると思われる。
- 以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の倉鎌委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第7号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第7号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第8号非農地判断についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (朗読・説明)
- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 3 番委員 現況確認証明申請に係る非農地証明と今回の非農地判断の違いはなん
(鈴木 正浩) でしょうか。

- ◎ 事務局 現況確認証明申請に係る非農地証明は、申請者が非農地化してしまった土地を届出申請することで、許可決定するもので、非農地判断は、毎年実施している農地パトロールにより、山林化、原野化してしまった土地を農業委員会で非農地と判断し、農地から外していくものです。
- ◎ 議長 現況確認証明は個人が申請して許可を要する。非農地判断は教育委員会で判断する。どちらもその後、個人が地目変更の手続きをしなければならぬ。
- ◎ 3番委員 (鈴木 正浩) 農地パトロールの際、誤って判定してはいけないということですね。
- ◎ 事務局 仮に誤って判定された土地であっても、非農地判断をする際は現地確認を行いますので、その際に非農地ではない土地は判断されません。
- ◎ 議長 農地パトロールで調査する際は間違わないようにしてもらいたい。
- ◎ 議長 その他ございませんか。
- (なしの声あり)
- ◎ 議長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第8号を原案どおり決定することに異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明お願いいたします。
- (朗読・説明)
- ◎ 議長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。
次に、議案第10号農作業労働賃金標準額の設定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 9 番委員 農地の賃借料情報ですが、田畑の最低額は下がっていると思われる。
(小針 保敏) 皆さんの意見を聞きたい。
- ◎ 事 務 局 賃借料情報ですが、無償で土地を賃借している方もいれば、高額でされている方もおります。全ての実績で集計すると、平均額・最低額が大幅に減額することになってしまうので、無償で取扱っている土地は集計に含めていないため、記載の金額となっています。
- ◎ 議 長 土地を貸したい方と借りたい方で立場が変わり賃借料もは変わる。
- ◎ 事 務 局 双方での取決め方であるが、農業委員会として目安となる情報を提供しているところであります。
- ◎ 13 番委員 代かきの1回仕上げと2回仕上げの金額の差が少なすぎるのでは。
(仁井田 健)
- ◎ 議 長 土地により1回仕上げで済む場所と2回仕上げ必要な場所もあると思われる。一概に金額を倍にすれば良いということでもない。
- ◎ 10 番委員 代かきの1回仕上げ、2回仕上げと明記せず、一つにまとめても良い
(倉鎌 利治) のではないか。回数は請け負った方により変わると思われる。
- ◎ 13 番委員 次年度の検討課題として、調査期間を設けてみてはどうか。
(仁井田 健)
- ◎ 事 務 局 現状の近隣市町村の標準額と比較し、検討期間を長く設けられるよう準備を進めていきたいと思っております。
- ◎ 議 長 その他ございませんか。

(なしの声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第10号を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第10号は、原案どおり決定いたします。
本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

- 1 次回日程 令和3年2月24日(水)午後1時30分
玉川村就業改善センター 1階 産就室
総会終了後、第4回連携会議を開催予定。
- 2 農業委員会の適正な事務実施について
農地法により年間の活動計画及び事業実績の点検評価を行う。
スケジュールは、3月総会で活動計画・点検評価の検討及び策定。3～4月で閲覧
及び意見の集約。4月総会で決定の運び。
- 3 肉牛貸付審査委員会委員の推薦について
任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日
農業委員会より1名推薦 → 渡邊利秋委員を推薦する。
- 4 その他
・3月総会時に報酬支払。

◎ 議 長 その他ありませんか。

(なしの声あり)

◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

7 閉 会 八木職務代理者

◎ 午後2時20分総会終了